

正道会館全日本女子・マスタース・ユース空手道選手権大会試合規約

平成27年3月10日改訂

第1条 試合は組手形式とし、日頃鍛錬した、心・技・体をルールに従って競い合い、勝敗を決めるものとする。

第2条 試合場は、柔道畳またはアリーナ施設（木の床）にマットを敷いて使用する。

第3条 選手は、清潔な空手着（その流派の正装）を着用する。
但し、道着の袖の長さは肘が隠れる長さとし、道衣の下は裾で足首が隠れている事。
規定に満たない道着では試合を行えない。尚、袖を折る行為は反則とする。

第4条 女子クラス

- ① 反則攻撃（手、肘による顔面攻撃、両手での道衣のつかみ（一瞬の片手での道衣つかみは認める。）喉への攻撃、金的攻撃、頭突き、執拗な投げ技、関節技）を除いた有効技で、相手に与えたダメージ、防御されていない箇所を的確に打つ技術を最優先して優劣を競う。
- ② 出場資格は2級以上で16歳以上の女子とする。
- ③ ヒザサポーター、すねサポーター・正道会館公認大会パンチンググローブ及び正道会館公認スポーツブラ、ソケイブへのアンダーガードの着用を義務付ける。（各自用意）尚、スネサポーターとヒザサポーターは、すね及び足甲部、ヒザのそれぞれをカバーするものであれば、各自が用意したものを使用する。但し、硬質ゴムやプラスチックなどの硬い物の使用は禁止する。
- ④ テーピングの使用は認めるが、バンテージの使用は認めない。又、テーピングに関しては、拳頭部への着用は認めない。具体的には、手甲部の拳頭から指一本分をあけての手首側へのテーピングは認める。又、審判団が負傷箇所の保護ではなく、拳の強化と見なした場合には、速やかにこれを取り外さなければならないものとする。
- ⑤ ベスト4（準決勝）以降の試合に関しては、スネサポーター、大会パンチンググローブを着用しないものとする。但し、ヒザサポーターの着用は義務づける。
- ⑥ マウスガード着用は任意とする。
- ⑦ Tシャツの着用は女子クラスのみ認める。但し、女子のTシャツは必ず無地（所属団体の名称等が前の部分に小さく入ったものは容認する）で、色は白、黒、紺に限定とする。スパンコール等の装飾品が付いた派手なものは認めない。

第5条 マスターズ・ユースクラス

- ① 第4条第1項に準ずる。
- ② マスターズ出場資格は35歳以上男子で、2級（緑帯）から初段以上（黒帯）。出場者は正道会館全日本大会入賞者（無差別ベスト8・ウェイト制各ベスト4）出場不可。（極真会館一般全日本大会・その他諸流派一般全日本大会入賞者は出場不可）
40歳以上でもブロック大会スピリットカラテA・Bクラス、マスターズAクラス入賞者、全日本マスターズ入賞者は39歳以下の部へ出場可能
- ③ ユース出場資格は4月からの新学年での高校生男子で、3級（青帯）から初段以上（黒帯）。出場者は正道会館全日本大会入賞者（無差別ベスト8・ウェイト制各ベスト4）出場不可。（極真会館一般全日本大会・その他諸流派一般全日本大会入賞者は出場不可）
- ④ ヒザサポーター、すねサポーター・大会パンチンググローブの着用を義務付ける。（各自用意）尚、スネサポーターとヒザサポーターは、すね及び足甲部、ヒザのそれぞれをカバーするものであれば、各自が用意したものを使用する。但し、硬質ゴムやプラスチックなどの硬い物の使用は禁止する。
- ⑤ テーピングの使用は認めるが、バンテージの使用は認めない。又、テーピングに関しては、拳頭部への着用は認めない。具体的には、手甲部の拳頭から指一本分をあけての手首側へのテーピングは認める。又、審判団が負傷箇所の保護ではなく、拳の強化と見なした場合には、速やかにこれを取り外さなければならないものとする。
- ⑥ マスターズ35歳以上39歳までのクラスとユースクラスはベスト4（準決勝）以降の試合に関しては、スネサポーター、大会パンチンググローブを着用しないものとする。但し、ヒザサポーターの着用は義務づける。マスターズ40歳以上クラスはヒザ・スネサポーター・大会パンチンググローブを着用して決勝戦終了まで試合を行う。
- ⑦ マウスガード着用は任意とする。

第6条 防具規定

防具規定は下記のとおり。

●各自用意	○主催者用意	△任意着用	×着用無し	
	女子クラス	マスターズ39歳まで	マスターズ40歳以上	ユース（高校生）
ファールカップ	×	●	●	●
パンチンググローブ	●	●	●	●
ヒザ	●	●	●	●
スネ	●	●	●	●
スポーツブラ・パット	●	×	×	×
Tシャツ（白・黒・紺）	●	×	×	×
アンダーガード	●	×	×	×

※防具は各自用意使用すること。(正道会館公認大会パンチンググローブは各自用意。)

※スネ・ヒザサポーターは布製であること。

※スポーツブラ・アンダーガードは正道会館公認以外使用不可(公認品：正道会館マーク付き製品のみ)

※ファールカップは正道会館公認製品または市販の既製品

※マスターズ男子でタトゥ・刺青・大きな傷がある場合、Tシャツ着用してもよいがその場合は黒のみとする。その場合は主催者の事前に申請する事。

第7条 試合の審判は、副審2名、主審1名の計3名の3審制か、副審4名、主審1名の計5名の5審制で行う。それぞれが1点の持ち点を擁して判定する。3審制では、2点以上で勝ちとなり、5審制では3点以上で勝ちとなる。それ以外は引き分けとする。

第8条 計量は、試合当日の規定の時間に行う。尚、体重別のクラスにエントリーする選手については1kgオーバーまでは、あらかじめ減点1を課せられたうえで試合を行い(延長戦も継続する)1kgを越えるものについては失格とする。

第9条 試合の方法は次の通りとする。

① 試合形式はトーナメント方式とする。

② 試合時間：

女子・ユースクラス 2分・2分・1分

マスターズクラス 2分・1分

③ 各クラスとも最終の延長戦では、審判は必ずどちらかの選手に判定を上げるマストシステムとする。

(マストシステム：審判の判定に引き分けは無く、必ずどちらかに旗を上げなければならない方式)

④ 試合中は、主審の指示に従わなければならない。

⑤ 尚、各クラスとも参加人数により、中止や合併する場合がある。その場合は事前に必ず各選手か所属支部へ、1週間前までに連絡を入れるものとする。

第10条 試合の勝敗は、一本勝ち、TKO勝ち、判定勝ち、反則・失格による判定方式によって執り行われる。

① 一本勝ち

→3秒以上戦意を喪失した状態が続けば、一本となる。ダウンした場合

は、コールを取らずに一本となる。

②技有り（技有り2回で一本となる）

→戦意を喪失しても、3秒以内にファイティングポーズを取った場合。

③TKO勝ち

双方の偶発性による負傷のため、医師が試合続行不可能と判断した場合。

④判定勝ち

一本勝ち、またはドクターストップで決まらない場合、審判団の採点により決まる。

第11条 試合における有効技は以下の通りとする。

§手技：ストレート、フック、アッパー、首より下への肘打ち

§足技：前蹴り、ローキック、ミドルキック、ハイキック、サイドキック、飛び蹴り、内股蹴り、膝蹴り〔顔面への膝蹴りは禁止〕

第12条 反則による減点ならびに注意

反則には注意1が与えられ、以下の分類にて3種類に分けられる。

Ⓐ 危険行為による反則は、注意2で減点1とする。

（ただし、危険行為で減点1を取られた場合の後の、危険行為は減点2となり失格となる。）

Ⓑ 掴み等に関わる反則（違反行為）は、注意3で減点1とする。

Ⓒ その他の違反行為の反則は、注意数の規定のない物は注意2で減点1とする。

但し、注意数の規定のある違反行為は、それぞれの注意数で減点となる。

※危険行為：反則行為により、相手にダメージを与える危険性のあるもの。

違反行為：危険行為以外の反則行為。

※Ⓐに含まれる反則は、それぞれ違う反則でも注意を合算して減点する。

（例えば、顔面殴打注意1と金的攻撃注意1で減点1となる。）

（ただし、危険行為で減点1を取られた場合の後の、危険行為は減点2となり失格となる。）

Ⓑに含まれる反則も、それぞれ違う反則でも注意を合算して減点する。

（例えば、掌底押し注意1、掴み注意1、投げ注意1で減点となる。）

Ⓒは、それぞれの反則は、それぞれで注意を計算する。

（例えば、場外注意1、技の掛け逃げ注意1では減点にならない。）

※減点に関しては、違う注意の減点が重なっても減点2で失格となる。

(例えば顔面殴打注意1、金的攻撃注意1で減点1。掴み注意3で減点1。
以上減点2で失格となる。)

※反則の種類や度合い、悪質であると判断された場合には、注意を通り越して減点、
もしくは失格となる場合もある。

違反行為でも審判が悪質であると判断した場合は、危険行為として反則に合算す
る場合もある。

以下の事項を反則とする。

①危険行為に関わる反則

①蹴り以外（上段への膝蹴りは反則）の顔面及び喉への殴打。

（手、肘、腕、による首から上への攻撃。首への攻撃は反則となる。

有効技以外による殴打。）

故意であるなしに関わらず、厳しく注意をとる。

②頭突きによる攻撃。

③男子選手の金的への攻撃。及び、女子選手の下腹部への攻撃。

但し、男子の出場選手には金的ファールカップ、女子の出場選手にはアンダーガード
の着用を義務付ける。

女子選手の下腹部とは、帯から下（ヘソから下）から足の付け根の辺りまでの鼠蹊部
（ソケイブ）の事をいう。

カップやアンダーガード着用の上で金的や下腹部への攻撃を受けた場合、反則した選
手に注意が与えられ、ダメージのある選手には、1分間の休憩時間を与える措置をと
る。

カップやアンダーガードの着用義務を怠り、金的や下腹部への攻撃を受けた場合は、
反則した選手に注意が与えられるが、ダメージが大きくて試合を続行出来ない時は、
自己の不注意による試合続行不可能として相手選手の勝ち扱いとなる場合もある。

（第15条2項）

④上段への膝蹴り。

⑤倒れた相手へ直接打撃を加えたとき。

⑥関節部分に関節技、あるいは首への締め技をかけること。

⑦背後からの攻撃

相手選手が完全に無防備に後を向いてしまった場合には、攻撃してはいけないが、後
を向いてしまった選手には戦意放棄と見なし「場外」と同じ扱い（第12条◎第1項）
の注意が与えられる。

⑧試合終了、あるいは主審の止めのコール後や相手が場外に出たのに攻撃すること。

※但し、プロテクターが外れたり、あるいは場外になるときに、気を抜いて相手の

攻撃によりダメージを受けた場合は、審判の判断により、技有り、又は一本になる場合もあるので絶対に気を抜かないこと。

試合中に気を抜いた選手には、戦意放棄と見なした警告が与えられる。

⑧ 掴み等に関わる反則

① 両手による掴み。

片手による掴みは、攻撃のための瞬間的なものを認めるが、それ以外は反則とする。両手による掴みは首相撲も含む。

掴みについては、片手で技を出す為の手段としてのみ行うものを認める。一秒を超える掴みは、反則とする。一瞬の掴みにおいて掴む部位は、帯より上の上半身部分において認める。但し、道衣の背中部分に対する掴みは反則とする。

引っ掛けに関しては、全て開手のみで行う事とする。一瞬の引っ掛けに関しては、手刀、背刀、背手、掌手の部分（手首の折れ曲る部分から先の部分）で一瞬のみ認める。手の平部分での頭部に対しての打ち込み、押さえ込み、引っ張り込みについては反則とする。但し、一瞬の技を出す為の引っ掛けは有効である。手首（折れ曲がる部分）から肘の間で瞬時でも、引っ掛けると抱え込みとなり反則となる。

② 両手で相手を掴んで投げること。

但し、片手で袖口を掴んで足払いをかけて倒して決めた上、残心を取った場合や崩して突き・蹴りを入れた場合は判定材料で有効となる。

（瞬間的に技を掛けないと掴みの反則となる）

③ 相手の腕を押さえる行為は反則とする。

④ 胸を付ける行為は反則とする。

⑤ 頭を付けての打合いは反則とする。悪質な場合は即、減点とする。

⑨ その他の違反行為に関わる反則

① 故意に場外に逃げること。（場外注意）

場外注意は、3回目で注意1、4回目で減点1、5回目で失格とする。

② 技の掛け逃げは、反則として注意をとる。

自分が技を掛けた後、倒れ込んでしまう様な技（回転廻り蹴り等）は相手選手が反撃できない為、倒れ込んだ時に受けを行い、決めを入れる事により技有りにはならないが判定材料で有効と成る。但し、相手の攻撃が効いた時など、苦し紛れや休む為に出した場合「掛け逃げ」と判断する。

（最初の1～2回は注意を取らず、指導で促し、3回目からは注意を取る）

技の掛け逃げに関しては、注意3で減点1とするが、故意であると主審が判断した場合や悪質な場合は、ただちに減点になる場合もある。

③過度な反則のアピールは、度が過ぎると注意、減点の対象となる。

選手は武道である空手の大会に出場しており、勝つためだけに相手選手の微少な反則（軽く手が顔に触れただけや、軽い金的攻撃で大げさに痛がる等）を過剰に反則を審判にアピールする行為は非常に見苦しく、空手道精神に反します。もちろん反則行為を容認するものではないが、節度のある対応を希望するものとする。

④審判員の指示に従わなかったり、選手として相応しくない態度、及び言動をとること。

⑤相手選手を中傷するような掛け声や、野次などをとばした場合、選手に注意や減点が与えられることがある。

⑥以上の他、審判員が特に反則と見なしたとき。

第13条 失格

① 試合中、審判員の指示に従わない時。

② 出場時刻に遅れたり、出場しない時。

③ 見合ったままの状態です30秒以上経過した時。

この場合は戦意なしとして、双方失格となる。

④ 粗暴な振る舞い、悪質な試合態度とみなされた時。

⑤ 減点を2回重ねた時。（ただし、危険行為で減点1を取られた場合の後の、危険行為は減点2となり失格となる。）

⑥ 道衣の袖の長さは、肘が隠れる長さとし規定に満たない道衣で試合をしようとした時。

尚、袖を折る行為は反則となるので、袖を折ったままでの試合は認めない。

⑦ 反則攻撃により、相手選手が負傷して試合続行不可能になった場合。

第14条 選手的一方が著しく優勢の場合や主審が必要であると判断した場合には、試合終了を待たずして試合をストップして裁く事がある。

第15条 選手が負傷のため、試合を続行することができない場合には、次の項目によって勝敗を決定する。

① 負傷の原因が相手の反則による場合は、故意・偶発性にかかわらず反則者の負けとする。

（負傷者が出た場合、試合を継続させるかどうかは大会医師の判断で、試合の勝敗に関する事は、審判長・審判員・監査役が協議の上、決定する。）

② 負傷の原因が負傷者自身の不注意による場合は、負傷をした方の負けとする。

（負傷者が出た場合、試合を継続させるかどうかは大会医師の判断で、試合の勝敗に関する事は、審判長・審判員・監査役が協議の上、決定する。）

第16条 膠着状態、或いは場外際等できわどい状況で、主審が“止め”または“場外”などのコール

を宣告して、ブレイクに入る状態を待たずにガードを下げ戦闘状態を解いてしまった場合、その瞬間に攻撃を受けて負傷しても、第12条の①第8項が適用されるので、競技者は注意すること。

第17条 選手は身体に下着（シャツやTシャツの着用は女子のみ認めるものとする。男子は不可とする）、空手着、各クラスで認められたか、装着義務のある防具以外の物を付けてはならない。男子は体の傷等を隠すための、Tシャツ等の着用は主催者、審判団の了解した選手のみ認める。その場合は黒のみとする。大会ドクターが認めたテーピング等は、この限りではない。指輪、ミサンガ、鼻腔拡張テープ等は必ず外さなければ試合を行う事はできないものとする。

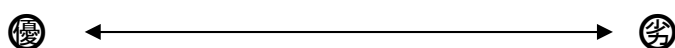
第18条 選手または所属団体の責任者は、審判員の宣告に対して異議の申し立てを行うことは出来ない。

第19条 判定基準の優劣順位

- ①「技有り」の有無
- ②「技有り」にはいたらないが、正確な攻撃でダメージ度の高いもの。
- ③試合の主導権をとっている場合。
- ④「減点」の有無。
- ⑤主導権の中で、手数、圧力、技術力、有効打撃の中で、どれかが勝っているもの。
- ⑥勝利への気迫。

の順となる。（注意：②イコール③イコール④とする）

（ ① > ② = ③ = ④ > ⑤ > ⑥ ）



※注意は、基本的に判定の材料にはならないが、最終の延長戦の時には、どちらかに判定を決めないといけないので判定材料になり得ることもある。

第20条 本大会規定に定められていない問題が生じた場合、審判長、審判員、及び試合審議役の合議によってこれを処理するものとする。

以上